

非暴力平和隊・日本(NPJ) ニュースレター

第71号

2019年5月31日発行

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1階 A 室
スペース御茶ノ水気付 非暴力平和隊・日本

Tel: 080-6747-4157 E-mail: office@np-japan.org

Website: <http://np-japan.org/>

Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

- ・【巻頭言】激変する東アジアで日本国憲法はどのような意義を持つか
共同代表 君島 東彦 2
- ・対話集会：「第2回米朝首脳会談をどう見るか
一東アジアの平和のためにわれわれに何ができるか」
事務局長 安藤 博 8
- ・2018年度活動報告/2019年度活動方針 事務局長 安藤 博 9
- ・2018年度決算報告/2019年度予算 理事 大橋 祐治 10
- ・沖縄報告 共同代表 大畑 豊 13



1970年に建てられ、米軍土地闘争の拠点となった団結道場補修工事竣工式 3月2日

【巻頭言】激変する東アジアで日本国憲法はどのような意義を持つか

共同代表 君島東彦

これからの東アジア平和問題の核心的テーマは、中国の東アジア秩序構想・構築に対して、日米防衛協力の強化で対抗することが妥当なのか、有効なのか、日本にとって、あるいは世界にとって、それが賢明な選択なのか、ということになるだろう。これはこれから5年ないし10年のスパンで最大のテーマとなる可能性がある。

わたしは、これからの東アジアにおいて、中国に対して、日米防衛協力の強化で対抗することが妥当、有効であるとは考えない。かといって、東アジア共同体論を打ち出していくことが妥当、有効であるとも考えない。

いま東アジアはどうなっているのか、これからどのような方向へ向かうのか。中国、韓国等の知識人はどのような議論をしているのか。これらを知ることがすべての前提となる。これらを踏まえたうえで、わたしたちはどう考えるのかが問われる。

東アジアの平和を考えると、わたしは改めて日本国憲法（平和主義、立憲主義、民主主義）の意義を痛感する。重要なのは平和主義だけではない。立憲主義（人権保障、法の支配）と民主主義も平和主義と同じように重要である。とはいえ、まず9条のことから議論を始めたい。

憲法9条を擁護するとはどういうことか？

日本国憲法9条は、なによりもまず、東アジアの戦争と平和の文脈において理解しなければならない。日本国憲法の平和主義（前文+9条）と東アジア秩序・世界秩序はつねにセットであり、憲法9条を考えるとときにはつねに東アジア秩序・世界秩序を考えなければならない。

それでは、憲法9条はどのような東アジア秩序・世界秩序を前提としているのか。9条は、国連の集団安全保障あるいは地域的な集団安全保障機構が機能することを前提にしている。東アジアに、現在、そのような安全保障機構、あるいは安全保障のための枠組みはあるだろうか。もしそれがなければ、東アジアの地域的な安全保障のための枠組みをつくらねばならない。それが憲法9条の前提であり、それが9条をまもるということである。

東アジアの地域的な安全保障の枠組みはゼロではないが、微弱である。もっとも包括的なものとして、ASEAN 地域フォーラムがあるが、これは本当にゆるやかな意見交換、議論の場であり、国家間の紛争予防、紛争解決の手段としては弱すぎる。しかし、東アジアの安全保障の枠組みをつくっていく努力は必須である。9条をまもるとはこのような努力を行うことを意味する。

また、外交とは政府だけがやるものではない。「マルチトラック外交」

(Multi-Track Diplomacy) の考え方はいまや共通認識というべきである。外交のトラック、チャンネルはたくさんあるのであって、われわれ市民も外交主体である。日本国憲法前文を注意深く読むならば、日本の市民が外交主体として活動することを要請しているというべきであろう。

東アジア国際関係と憲法 9 条

憲法 9 条はアジア太平洋戦争における日本の敗戦の結果である。9 条は日本軍の否定、日本軍国主義の否定である。憲法 9 条は日本の安全保障の規定ではなくて、日本軍・日本軍国主義の被害を受けた東アジアの人々の安全保障の規定である。このことはあまりにもはっきりしている。1946-46 年の時点で、日本の非軍事化がアジアと世界の平和に対する貢献であった。

しかし、冷戦の進行・激化は憲法 9 条の当初の想定を変更した。1950 年の朝鮮戦争の勃発を受けて、占領軍は日本再軍備のプロセスを開始した。警察予備隊、保安隊を経て、1954 年に自衛隊が、東アジアにおける米軍を補完するものとして創設された。米国と日本の保守政治家(吉田ではなくて岸)は 9 条改憲を欲したが、国民の反対ゆえにそれは実現できず、9 条解釈の変更で再軍備する「解釈改憲」となった。

冷戦期、軍事的対峙の最前線は朝鮮半島と沖縄にあった。韓国の研究者、権赫泰は、韓国の軍事独裁政権ゆえに、日本本

土の 9 条は維持されたという見方をする。国際政治学者の坂本義和は、「ドーナツ型の代替軍国主義」という見方をしていた。冷戦期、日本自身はあまり軍事化しなかったが、日本の周辺(韓国、台湾等)の軍事政権を日本の経済援助が支えるという関係にあった。日本に代わって周辺諸国が軍事化したのである。日本本土で 9 条が維持されたひとつの理由として、このような東アジア国際関係の構造的連関があったことに留意すべきである。わたしは、冷戦期に、韓国の民主化運動を支援することは日本国憲法の平和主義の問題であったと思う。

紛争現場から東アジア全体の平和へ

——「白永瑞の東アジア平和論」その 1

東アジアの平和への道筋を考えると、わたしがもっとも有効であると考えているのは、韓国・延世大学の歴史学者、白永瑞(ペク・ヨンソ)の理論である。詳細は、2016 年に刊行された日本語の翻訳を読んでいただきたいが、ここでは彼の理論から 2 つの部分抽出・紹介して、わたし自身の議論につなげていきたい。

彼の理論のうち、もっとも重要であるとわたしが考えるのは、東アジアの矛盾・葛藤を集中的に体現している「核心現場」(紛争現場)の分断克服から東アジア全体の平和をつくっていくべきである、という主張である。彼は東アジアの平和を国民国家単位で考えない。つねに東アジア全体を視野に入れて考える。彼によ

れば、東アジアにおいて歴史的に3つの「大分断」構造＝地域秩序があった。①中華帝国の朝貢体制、②日本帝国の植民地支配・東亜新秩序・大東亜共栄圏、③パックス・アメリカーナ（アメリカ帝国と中国・北朝鮮との対決）の3つである。そして、東アジア分断構造の矛盾と葛藤を集中的に体现している「核心現場」（紛争現場）での「小分断」として、次の3つがある。①朝鮮半島。かつて日清、日露の対立の場、日本帝国の植民地、冷戦の最前線。現在は、米国・日本にとっても、中国にとっても「緩衝地帯」。②琉球併合以来の沖縄。日本帝国の「捨て石」、パックス・アメリカーナにおける米軍基地、中国の第一列島線。③台湾。中台兩岸関係。これら3つの小分断に注目する必要がある。そして彼は、東アジア全体の分断構造解体の原動力として、この地域の矛盾を集中的に経験している核心現場（紛争現場）での小分断の克服によって生まれるダイナミズムとその波及力に注目する、と述べている。つまり、朝鮮半島、沖縄、台湾という3つの小分断に注目し、それらを克服することに注力して、そこから生まれるダイナミズムを東アジア全体に波及させて、そこから東アジアの分断の克服＝平和の創造をめざすという考え方である。わたしは白永瑞のこの考え方に同意する。さらに付言するならば、朝鮮半島、沖縄、台湾という3つの核心現場は、いずれも中国の勢力圏の周辺であり、中国の勢力圏と米国の勢力圏が接するところにあるといえる。

中国帝国がつくる東アジア秩序の批判的検討

——「白永瑞の東アジア平和論」その2

白永瑞の理論のうち、もうひとつ重要なのは、「帝国としての中国」をめぐる言説の批判的検討である。彼の専門分野は中国現代史であり、中国をどうとらえるかは彼の専門で、重大な関心事である。彼の中国研究はきわめて興味深い。

彼によれば、現在および未来の中国を帝国としてとらえる——肯定的にとらえる——言説がいま盛んであり、それらを整理して、批判的に分析する必要がある。彼は東アジア大分断構造の3つ目としてパックス・アメリカーナを挙げているが、いまの世界の論壇・学術界の議論を見ていると、将来、パックス・アメリカーナの東アジア領域がパックス・シニカ（Pax Sinica、中華帝国）に移行するかのような議論を見ることがある。

また興味深いのは、これから東アジアに出現する可能性がある Pax Sinica（中華帝国）の秩序形成原理・統治原理として、朝貢体制の復権が見られることである。近代以前の東アジア地域秩序は、中華帝国の朝貢体制であり、いまこのような東アジア地域秩序論が復権しているのである。米国の国際政治学者、Brantly Womack は、朝貢体制は中国が隣国に対して有する優越的地位に基づくが、それは一方的支配ではなく、中国と非対称的關係を結んだ隣国の合理的選択と戦略的

相互作用の結果として維持されたとみる。彼は朝貢体制の合理性を指摘する。朝貢体制は東アジア地域秩序の1つのかたちにはすぎず、もっと多種多様の考え方・構想があり、それらの全体を視野に入れる必要があるが、わたしたちは東アジアの歴史の古層の表出に気づく必要はあろう。

東アジア地域秩序をどうつくるか ——君島の補足

白永瑞の理論に関連して、日本における議論状況について2つの補足をしておきたい。

補足1。いま世界の論壇・学術界において中国帝国と朝貢体制に関する議論が盛んになっているのであるが、現在の日本の学術界においても、中国帝国、朝貢体制を肯定的にとらえる言説が活発化していることも気になるところである（浜下武志、柄谷行人）。

補足2。日本において東アジア地域秩序を考えるとときにポピュラーなのは東アジア共同体論である。しかしわたしは、まず、中国の論壇・学術界、民衆・庶民の間で、「東アジア共同体」というものへの肯定的な関心がどの程度あるのか、検討する必要があると思う。たしかに、中国を中心とする「経済統合」「市場統合」への関心はあるかもしれない。それを超えて、政治、安全保障、文化についての「東アジア共同体」志向はきわめて弱いのではないか。大日本帝国の「東亜新秩序」「大東亜共栄圏」は完全に否定されて

いる。いま日本人が「東アジア共同体」と言うと、それは大日本帝国の「東亜新秩序」「大東亜共栄圏」とどう違うのか、と中国人は尋ねてくる。

ヨーロッパ共同体・ヨーロッパ連合を形成したヨーロッパは、国力の格差が小さい、ほぼ同じくらいの中規模の国家が2度にわたる世界大戦をしたのちに、共同体をつくった。これは中心のない水平的な秩序である。これに対して、東アジアにおいては中国帝国+朝貢体制（中心・周辺から成る垂直的秩序）の時期が長く、またこのような秩序がこれから復権する可能性すらある。このような東アジアにおいては、平和への方法は「東アジア共同体」とは違う方法になるのではないか。

竹内好の「方法としてのアジア」

——東アジア平和への知的資源その1

それでは、東アジアの平和への方法はどのようなものなのか。わたしたちがアジアの平和を考えるときの出発点はやはり竹内好である。竹内好は、1960年頃、国際基督教大学で、「方法としてのアジア」という講義をした。これが、その後、活字になっている。竹内好の「方法としてのアジア」はわかりにくい。わたしは、日本思想史家、子安宣邦によるこの論稿の読解が説得的であると思う。子安は竹内好を次のように読むのである。ヨーロッパ近代が生み出しながら、近現代史の過程でその輝きを失わせていった〈普遍的価値〉を包みかえし、その輝き

を再びとりもどすことは〈アジア〉にできるのではないか。しかしその〈アジア〉とは〈実体としてのアジア〉ではなく、〈方法としてのアジア〉である。それは、中心・周縁という関係構造をもって己れを中心化させたり、あるいはもうひとつの中心となろうとする〈帝国〉としての〈実体的アジア〉ではない（子安宣邦 2015 年、94 頁）。

〈東アジア〉を〈帝国〉ではなくて、われわれの連帯によるアジア市民共同の生活世界として創っていく。アジアの多元的な世界が、その多元性を通じて人類の普遍的価値を充実させ、輝かせていく（子安、107 頁）。

「方法としてのアジア」とは、否をいうアジアをエセ文明への抵抗線として引くことである。その抵抗線にいかにしてアジアはなりうるか。それは、植民地・従属的アジアから自立的アジアへと転換させた創成アジアの意志を、殺し・殺される文明から共に生きる文明への転換の意志として再生させることによってである。だが日本にその抵抗線を引く資格はあるのか。戦争をしない国家としての戦後日本の自立こそ、わずかにこの抵抗線を引く資格をわれわれに与える（子安、138 頁）。

子安によるこのような竹内「方法としてのアジア」の読解は、魅力的であり説得的である。このようにとらえたとき、「方法としてのアジア」とは、日本国憲法を実現することではないだろうか。

東アジア民衆の越境的・脱中心的ネットワーク

——東アジア平和への知的資源その 2

いまの東アジアにおいては政府間の緊張・対立が厳しく、政府間関係における進展は多くを期待できない。わたしはもともとマルチトラック外交の考え方を重視する立場であるが、このような状態であればなおさら、非政府、トランスナショナルな市民社会の役割は大きい。

この地域におけるトランスナショナルな市民社会の活動の注目されるものとして、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」（Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict、GPPAC）を挙げることができる。これは、モンゴル、極東ロシア、中国、台湾、香港、北朝鮮、韓国、日本、つまり東アジア全域の NGO の代表者が定期的に会合して、東北アジアの平和について議論する枠組みである。モンゴルのイニシアチブで、「ウランバートル・プロセス」という名称もつけられている。北朝鮮、中国からも参加者がいるという点で、東アジア全域をカバーする貴重な市民社会の会合である。わたし自身、何度も参加している。

わたしは、東アジアの平和をめざす方法として、国家統合のアプローチ（東アジア共同体）ではなくて、東アジアの民衆の越境的・脱中心的なネットワーク形成を重視する。東アジアが再び垂直的なヒエラルキー構造（中心・周辺の秩序）

＝〈帝国〉になる動きに対抗して、水平的なネットワークをめざすのである。東アジアの市民、批判的知識人、平和研究者等が越境的・水平的に横につながる必要性・重要性を痛感している。

これに関連して、台湾のひまわり学生運動、香港の雨傘運動、韓国のろうそく革命、沖縄の反基地運動等、東アジアの「周辺」における民主化・権力の抑制を追求する動きは重要であると思う。日本の平和憲法・立憲主義擁護の運動もこれらの運動とつながってくることを意識する必要がある。

ここで、東アジア民衆の越境的・脱中心的ネットワーク形成に関する、わたしのささやかな実践を2つ紹介したい。

実践1。China-Japan-Korea Student Peace Dialogue。復旦大学、キョンヒ大学、立命館大学の国際関係学部の学生、各10人合計30人程度が、8月の最後の週に、上海の復旦大学に集まって、まる2日間、東アジアの平和について英語で議論を深める。2011年にChina-Japan Student Peace Dialogueとして始まり、2018年からKoreaを加えて、今年で9年目になる。参加した日本の学生に対するインパクトは絶大である。

実践2。日本平和学会と中国のチャハル学会（民間シンクタンク）が2015年から共催している「日中平和学対話」。第1回2015年10月北京、第2回2017年2月南京、第3回2019年2月大阪・京都。日本と中国の研究者合計20名程度が日中関係、東アジアの平和について研究交

流をしてきた。第4回は韓国を加えて中国で。

このように、東アジアの人々が越境的につながる努力の積み重ねが東アジアの平和をつくるのである。

日本国憲法（平和主義、立憲主義、民主主義）

——東アジア平和への知的資源その3

東アジア全体において、平和主義（武力によらない紛争解決）、立憲主義（個人の自由の保障、法の支配）、民主主義（個人の政治参加・自己決定の保障）の実現をめざす努力がきわめて重要である。平和主義、立憲主義、民主主義を東アジア全体で実現しようとする努力が、〈帝国〉の暴力を抑制するのである。

最後に、日本の憲法学者、樋口陽一の言葉を引用して、本稿を終えたい。

「永続的な平和は、終局的には、立憲主義の理念、すなわち、正義と理性に基かなければならないのです」（「国際憲法学会世界大会開会挨拶」2018年6月18日、ソウル・成均館大学）。

参考文献

・・・裏面に記載しました

対話集会：

「第2回米朝首脳会談をどう見るか——東アジアの平和のためにわれわれに何ができるか」

理事・事務局長 安藤 博

非暴力平和隊・日本は、2019年3月16日東京・文京区本郷の文京区民センターで「第2回米朝首脳会談をどう見るか——東アジアの平和のためにわれわれに何ができるか」と題する対話集会を開催しました。2017年9月、2018年3月に続く三回目の対話集会です。東京新聞記者五味洋治氏と君島東彦・代表との対談並びに、会場の参加者と五味記者、君島代表両者との対話が行われました。前回は、「間近に迫った改憲発議」と題して安倍改憲、特に9条改憲にどう対処するかを話し合いましたが、統一地方選、天皇の代替わりなどで改憲提案は見送られる一方、米朝首脳会談を機に大きく動いている朝鮮半島情勢にどう対処するかが喫緊の課題となっています。君島代表は、三回目の対話集会の趣旨を以下のように説明しました。「東アジアで何が起きているのかを正確に理解することが九条擁護の前提である。東アジアを知らずに九条擁護はあり得ない。安倍さんは、『北朝鮮が脅威だから、あるいは中国が脅威だから、自衛隊を憲法に明記するために九条改正が必要だ』と言っている。北朝鮮脅威論や中国脅威論をぶつけられたときに、『九条を変えなくてよい』という人は何と答えるのか。その答えがない九条擁護論は力にならない——そうした意味での今日の企画です」

対談の両者は、米朝首脳会談の評価で同じ見方を示しました。

五味氏は、2019年2月27日から28日にかけてベトナムのハノイで開催された第二回米朝首脳会談は「結果なし」に終わったけれども、「大失敗、無意味」とは言えないとし、「両首脳が相違点を理解したことは重要だ」と述べました。そして、韓国や中国の首脳が「意味のある進展」と評価しているのに反して日本の安倍首相があたかも決裂した方がよかったと言わんばかりの否定的評価をしていることについて、「朝鮮半島はごたごたして、統一しないでほしい」というのが日本の外交を牛耳っている保守エリートの考え方だと批判しました。東アジア情勢と憲法との関連についても、両者の見方は同じです。五味氏は「憲法9条をまもるためにも、本当の平和国家になるためにも、米朝首脳会談を注意して見守り、その成功のために声をあげたい。例えば、会談の場所を提供するとか、市民団体が朝鮮戦争終結のための文案を作るとか」と。君島代表も「安倍さんがいつ改憲発議に動くのかと言ったことばかりに目を奪われていると、いちばん大事なことが見えなくなる、9条をまもりたいというなら東アジアで安全保障の枠組みをつくらなければならない、その努力なしに9条はない。日本の平和運動はそこに目がいていない」とし、いま東アジアで起きている地殻変動を注視すべきであることを強調しました。対話集会の内容は、『NPJニューズレター』本号とともに発行する小冊子でご覧いただけます。それをもとに、それぞれの場で「対話」を進めて下さい。

2018 年度活動総括と 2019 年度活動方針

理事 事務局長 安藤 博

【2018 年度】

・非暴力平和隊/日本 (NPJ) が 2017 年度以来、活動の重点としてきたを沖縄 (辺野古、高江) の軍事基地建設反対の闘いに対する支援 (「沖縄非暴力平和活動支援」) を、さらに力を入れて行った。2018 年 9 月 30 日の県知事選挙で沖縄県民の新基地建設反対の意思が明確に示されたにもかかわらず、日本政府は辺野古の海への土砂投入を強行。身を挺して海上・陸上で抵抗活動に当たっている大畑豊 NPJ 代表を不当拘束し、また暴行を加えて傷害を負わせた。NPJ は沖縄での活動支援費を増額し、大畑代表の現地活動に不可欠なレンタカー、ガソリン代をまかなうなど、この非暴力平和の闘いを支えた。

・非暴力平和隊本隊 (NP) の国際平和活動を支援するため、「NPJ 収入(会費、寄付金)の 10%を目途とする資金」として 50,000 円を送った。

・GPPAC (「武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ」) が東北アジア地域の平和構築を目指して行っている平和実践トレーニング、NARPI (: 東北アジア地域平和構築インスティテュート : Northeast Asia Regional Peacebuilding Institute) に、前年度に続き 30,000 円を送った。2018 年の実践トレーニングは、8 月 9 日~13 日、韓国済州島で行なわれた。

・2017 年 9 月、2018 年 3 月に続く三回目の対話集會を、2019 年 3 月 16 日東京・文京区本郷の文京区民センターで開催。東京新聞記者五味洋治氏を招き、君島東彦・代表との対談並びに、会場の参加者と五味記者/君島代

表との対話を行った (対談、対話の内容は、本誌別項「対話集會 東アジアの新情勢」と小冊子を参照)。

【2019 年度】

・前 2018 年度に続き、沖縄 (辺野古、高江) の軍事基地建設反対の闘いに対する支援に力を入れる。

県知事選 (2018 年 9 月) に続き 2019 年 2 月 24 日の県民投票でも県民の新基地建設反対の強い意志が示されたが、日本政府は辺野古湾埋め立ての土砂投下を連日続けている。玉城デニー知事が行った「埋立承認撤回」を取り消す裁決を行うのに、行政不服審査法で一人を装って「違法」を申し立てるという奇策を弄したのである。その結果、翁長雄志前知事の前の仲井眞弘多知事が、六年前の 2013 年 12 月に行った「埋立承認」が復活してしまっている。

埋立土砂の搬入に非暴力で抵抗する人びとに対する機動隊員、海上保安官の暴力は日増しに猛々しくなり、日本政府は高度の実力を持つ暴力団そのものと化している。私たち非暴力平和隊/日本としては、「南」のミンダナオやスーダンに出向くまでもなく、この足元の暴力に立ち向かわざるを得ない。

・非暴力平和隊本隊 (NP) の国際平和活動に対する支援 (「NPJ 収入の 10%を目途とする資金」)、東北アジア地域の平和構築を目指して平和実践トレーニングを行っている NARPI への資金支援も前年度に続き行う。

・2019 年 3 月に続く四回目の対話集會を計画する。

“トランプ再選”、“安倍四選”がただの冗談ではなくなりつつ情勢下で、暴力/軍事力への傾斜を防ぐための対話を重ねていきたい。

NPJ 2018年度決算

2019/3/31

	項目	18年度予算	18年度実績	予算・実績 備考
1	参加費			
2	会費	600,000	603,000	
3	カンパ	400,000	421,000	
4	雑収入		13	
5	経常収入計	1,000,000	1,024,013	
6	発送配達費	120,000	80,442	NL:67,68、69号
7	給料手当	240,000	240,000	20,000/月
8	事務所賃貸料	120,000	120,000	10,000/月
9	振込料	12,000	9,880	
10	事務費	50,000	63,988	注2+封筒印刷代
11	旅費交通費	90,000	3,490	
12	通信費	10,000	9,674	
13	雑費	7,000	1,892	
14	広報費	140,000	71,894	注3
15	活動支援費	480,115	457,550	注4
16	会場費	20,000	2,000	
17	講師費用	40,000	30,000	
18	経常支出計	1,329,115	1,090,810	
19	当期経常収支過不足	-329,115	-66,797	
20	前期繰越剰余	329,115	329,115	
21	今期経常繰越剰余金	0	262,318	
22	特別収支			
23	前記残高	1,577,310	1,577,310	
24	今期支出	0	0	
25	特別収支残高	1,577,310	1,577,310	
26	未払金	0	135,350	
27	残高合計 (21+25+26)	1,577,310	1,974,978	

注1: 発送費11,000×4、印刷費20,000×4、印刷は日本工業社へ発注

注2: 会計ソフト使用料3,000/月

注3: ウェブ管理費54,000、翻訳費90,000

注4: NARPI支援費30,000、NP支援50,000、沖縄支援費340,000

沖縄支援費内訳: 大畑航空費(沖縄-東京) 25,000×4、大畑レンタカー20,000×12、
理事会参加交通費補助14,000

NPJ 2019年予算

	項目	2018年度実績	2019年度予算	予算備考
1	参加費			
2	会費	603,000	600,000	会費納入感謝
3	カンパ	421,000	400,000	カンパ協力感謝
4	雑収入	13		
5	経常収入計	1,024,013	1,000,000	2018年予算通り
6	発送配達費	80,442	120,000	注1:NL70号未計上
7	給料手当	240,000	240,000	20,000/月
8	事務所賃貸料	120,000	120,000	10,000/月
9	振込料	9,880	12,000	
10	事務費	63,988	60,000	
11	旅費交通費	3,490	5,000	活動支援費へ付替え
12	通信費	9,674	10,000	2018年予算通り
13	雑費	1,892	7,000	2018年予算通り
14	広報費	71,894	140,000	注2:NP活動状況翻訳
15	活動支援費	457,550	530,000	注3参照
16	会場費	2,000	20,000	2018年予算通り
17	講師費用	30,000	40,000	2018年予算通り
19	経常支出計	1,090,810	1,304,000	
20	当期経常収支過不足	-66,797	-304,000	
21	前期繰越剰余	329,115	-24,885	
22	今期経常繰越剰余金	262,318	-328,885	
23	特別収支			
24	前記残高	1,577,310	1,577,310	
25	今期支出	0	240,000	注4参照
26	特別収支残高	1,577,310	1,337,310	
27	未払金	135,350		
28	残高合計 (22+26+27)	1,974,978	1,008,425	

注1: 発送費11,000 X 4、印刷費20,000 x 4、印刷は日本工業社へ発注

注2: ウェブ管理費54,000、翻訳費90,000

注3. NARPI支援費30,000、NP支援60,000、地域活動支援50,000、沖縄支援費340,000

沖縄支援費内訳: 大畑航空費(沖縄-東京) 25,000 X 4、大畑レンタカー20,000 x 12

沖縄支援費旅費交通費より振替50,000

注4. 沖縄支援費へ支出(大畑氏活動費)

2018 年度決算、2019 年度予算についてのご説明：

.....

1. 収入：

(1) 会費：2018 年度は予算達成しました。感謝です。2019 年度も 2018 年度と同額を予算化しました。宜しく願い致します。

(2) キャンパ：予算を 5%超達成しました。皆様のご理解ご協力に心からの感謝です。2019 年度も同額を予算化しました。宜しく願い致します。

2. 支出 (注記以外の補足説明)

1. 活動支援費の主な支出

(1) NP 関連

NP 支援費：2018 年度から NP のピ-スポンド購入(US\$500)に切り替えました。為替の関係を考慮し 2018 年度は 50,000 円を計上、2019 年度は 60,000 円を計上しました。

(2) NARPI (ナルピ)への支援 30,000 円

NARPI (東北アジア地域平和構築インスティテュート：Northeast Asia Regional Peacebuilding Institute：理事・奥本京子(大阪女学院大学教員)が日本側代表)実践的平和トレーニング支援。2018 年度は濟州島で開催、2019 年度は南京で実施予定。

(3) 地域活動支援費 50,000 円

地域で開催される非暴力トレーニング、平和イベントなど地域活動への支援です。2018 年度は残念ながら実施されませんでした。2019 年度は前年どおり予算化しました。是非ご活用ください。

(4) 沖縄支援費

平和憲法維持活動、沖縄基地問題は非武装平和活動そのものであります。したがって NPI の政治的立場を取らない基本方針を尊重しつつも、沖縄軍事基地増設に対する反対運動により力を入れます。2018 年度の沖縄支援費は 340,000 円でしたが、2019 年度は特別収支から 240,000 円を支出し合計 580,000 円を予算化しました。尚、大畑氏の活動主体が沖縄に移りましたので旅費交通費から 50,000 円を活動支援費に振り替えました。

2. 広報費の主な支出

2018 年度は NP 活動翻訳費として 90,000 円を予算化しましたが実施に至らず、2019 年度も同額予算化し NP ウェブサイトの情報翻訳を確実に実施いたします。

3. 2017 年 9 月、2018 年 3 月、2019 年 3 月に続く対話集会の継続

会場費・講師費用：60,000 円

4. 会計ソフトについては、NPJ 創立以来決算資料など会計処理の委託先会計事務所に無償で協力お願いしておりましたが、2017 年度分を含め 2018 年度から使用料 36,000 円(3,000/月)を支払うこととなりました。

沖縄報告

共同代表 大畑豊

5月20日には5・15平和行進に参加し、引き続き残っていた県内外の方々が300人、辺野古ゲート前に座込み、午前の搬入はさせませんでした。久々の勝利！でした。やはり数は力です。

反対派リスト作成、国が依頼

辺野古新基地建設を巡り、沖縄防衛局が海上警備を発注した警備会社が反対派のリストを作成していたことは、2016年に沖縄タイムスが報道し明らかになっていましたが、政府はリスト作成の指示はしていない、と関与を否定する答弁書を出していました。1月末、防衛局調達部次長から作成依頼を受け作成した、という内部文書が明らかになり、リスト情報も共有していたことが判明しました。リストには約60人分の名前や顔写真が一覧表になっており、中には年齢や経歴まで書かれた資料もありました。

防衛局へ要請書

これに対し、ヘリ基地反対協は2月5日に「沖縄防衛局の人権侵害に強く抗議し、謝罪を求める」との声明を発表、「警備会社だけでリストを作成することは無理」とし、警察や海保が関与していると訴えました。同8日には防衛局を訪れ、田中利則局長にリストの破棄等を求める要請書を手渡しました。田中局長は「リストは保有しておらず、作成の指示もしてい

ない」と否定。同行した赤嶺政賢衆議院議員は「局や省が関与していると確信している。今後も追及していきたい」と述べました。



【沖縄防衛局長（右）へ要請書を渡す】



【要請後の沖縄防衛局前でインタビュー】

県民投票 反対7割超

辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票が2月24日に行なわれ、新基地反対は72%、43万票となり、この票数はデニー知事が昨年9月の選挙で得た39万票を上回り、相手候補に入れた人も新基地反対にいったこととなります。新基地賛成票は19%、11万票、「どちらでもない」には9%、5万票が投じられました。

一方、投票率は52%と、デニー知事の選挙のときの63%や、1996年の米軍基地の整理縮小を求めた県民投票の投票率59%には及びませんでした。実施への過程のなかで討論会などのイベントなど、県民投票や新基地について考える機会が多く出来たとともに、若者たちの活躍も目立ち、将来への期待へとつながったと思います。

法的拘束力はないものの、県民投票条例で「結果を尊重」し、全有権者の4分の1を越えた場合は首相と米国大統領への通知を義務付けていますので(42万票は37.63%に当たる)、デニー知事はさっそく安倍首相には3月1日首相官邸で会い、県民投票の結果を伝え辺野古断念を訴えましたが、首相が態度を変えることはありませんでした。

そのみならずこの日、やはり地元住民の反対の多い石垣島への陸上自衛隊駐屯地建設に着手、翌2日には、やはり地元の反対も多い中、宮古島で新設される陸上自衛隊基地の資材搬入と隊員配置が行なわれました。

県民投票で勝利しても、選挙で何度民意を示しても、相変わらず新基地工事は進められており、沖縄県の民意を全国でどう受け止めるかが問われています。

国には国の民主主義

県民投票で辺野古新基地反対の民意が示されことに対し岩屋防衛相は「沖縄には沖縄の民主主義があり、しかし国には国の民主主義がある」と沖縄の民意を否定

するような発言をし、これに対しデニー知事は「民主主義は普遍的なもの」と反発しました。

3月5日参院予算委員会で、岩屋防衛相は、県民投票の結果にかかわらず工事を進めることを事前に決定、安倍首相の了解も得ていた、と発言。首相が述べていた「真摯に受け止める」と真逆であることが明らかになりました。識者も、明確に示された民意を無視して政策を進めることは民主主義国家ではあり得ない、と批判しました。

結果尊重は2県のみ

県民投票の結果を受け、地元紙が沖縄を除く全国46都道府県の知事にアンケートを実施したところ、結果を尊重すべき、と回答したのは岩手・達増知事と静岡・川勝知事のみ、工事を断念すべきと回答したのは岩手県知事のみでした。どちらでもないが7府県、あとは無回答でした。質問には回答しなかったものの、県民の意思表示されたことの意義は大きい、結果を重く受け止めるべき、との記入もありました。その一方、安全保障は国の専管事項だから、と回答を控えるものも多かったです。全国知事会では昨年7月に日米地位協定の見直しを全会一致で決議はしていますが、「民意の尊重こそ主権在民の根本」(川勝知事)と踏み込む発言をする知事は少ないようです。

普天間飛行場の代替施設受け入れの可能性については肯定した知事はいませんでした。これは知事としての見解でもある

でしょうし、地元住民の民意でもあると思います。「本土への基地引き取り運動」もありますが、問題の本質は、どの県で引き受けるかではなく、自分の望まないものを他所に押し付けていいのか、という道徳規範の問題、との指摘もあります。

工期・工費不明のまま

地盤改良のための設計変更の必要性が出ているにもかかわらず、工期・工費を示さないまま工事を進めていることへの批判も強く出ています。専門家からも、もし県や市町村が費用の積算や計画も固まらないまま国に補助金申請しても予算がつくわけがない、それを国自身がやっていることになると批判。民意が示された今、ただちに工事を止めて、積算を示し、工事が予算執行の面からも適正なのか、検討しなくてはいけない、と指摘します。

深い軟弱地盤

民意や工費という点だけでなく、技術的にも完成させることはできないことが次々と明らかになっています。当初改良工事を要する軟弱地盤が最深水深 70 メートルとされていましたが、その後、実は最深 90 メートルにまで及んでいることがわかりました。

地盤改良工事で検討されているのはサンドコンパクションパイルという技術で 7.7 万本もの砂の杭を打ち込む工法です。専門家によるとこれまで工事の実績があるのは、水深 50 メートル程度で、作業船自体も最大 70 メートルの深度に対応

するものしかありません。

またこの砂杭用に東京ドーム 5.2 個分の 650 万立方メートルという大量の砂が必要になり、これは県内採取量の 3~5 年分、当初新基地建設に必要なだった砂の量の 11 倍に当たります。県が当初試算した改良工事費用も 500 億円から 1500 億円と増え、新建設基地工事総額では 2 兆 6500 億円になります。完成も 10 年以上遅れるとみられています。

またこの大量の砂の確保も疑問視され、足りない分を補うためにスラグと呼ばれる鉄くずも使用されます。そうすると鉄分が海中ににじみ出て水質変化をもたらしサンゴ等への影響が指摘され、環境影響評価のやり直しも必要になります。

作業ヤードも軟弱

護岸建設に使うケーソンと呼ばれるコンクリート製の巨大な箱の仮置き場として使う予定だった「海上作業ヤード」場所も軟弱地盤で断念していたことがわかりました。この場所は埋立て区域の外にあり、ケーソンは 1 基当り長さ 52m、幅 22m、長さ 52m で重さ 7400 トンという巨大なもので、計 38 基使われる予定です。地盤改良に加え、ヤード場所確保にも時間がかかるとみられます。

埋立て土砂も違反

投入している土砂の性状についても、本

来予定していた「岩ズリ」と呼ばれる岩のクズではなく、赤土等ではないかと市民の監視により指摘されています。これは私のような素人目でも明らかに赤土であり、県が防衛局に説明を求めています。根拠を示す説明はなく、防衛局が提出した検査も1年以上前のものであったり、何ヶ所もある採取地のうちの数カ所だけであったりと不十分です。県は立入検査を求めましたがこれも拒否しています。

K8 護岸着手

K8 護岸に3月4日に着手しました。県民投票で民意を示した後も工事の手を緩めない政府の意思表示です。K8は全長515メートルですが、途中の250メートルまで建設する予定です。また、防衛局は昨年12月、この区域のサンゴ約4万群体の特別採捕許可申請を行いました。沖縄県が1月16日、不許可とすると、沖縄防衛局は、移植しなくてもサンゴに影響がないとN4護岸とK8護岸の着工をしました。それまで防衛局は、工事着手までに移植を実施する、としていたのに、移植許可が出ないと真逆のことを言う、とんでもないことです。

海上工事で最初に着手したK9護岸同様、本来護岸として建設されるものを、棧橋として使用しようとするもので、目的変更には知事の許可が必要ですが、今回もその手続きなしに違法な工事を進めようとしています。この護岸ができれば、海上運搬されてきた土砂の陸揚げの速度が

倍になり、埋立ても加速されてしまいます。

これまでの護岸も周辺海域への多大なる影響を与えるものですが、このK8護岸は大浦湾側と辺野古側の潮流をさえぎるため、大浦湾全体への影響は必至で、特に強い潮流を必要とする小型サンゴへの影響が懸念されます。

着工した3月4日は住民投票からまだ1週間ほど、また沖縄では「さんしんの日」でもあり、翌3月5日は「サンゴの日」。シュワブゲート前でもさんしんの日を祝う三線演奏や琉舞が披露されている中、機動隊による排除が行なわれました。沖縄の文化を陵辱する行為でもあります。

1万人集会

沖縄防衛局が新たな埋立て区域に土砂投入をするという3月25日を前に、3月16日に「土砂投入を許さない！ ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求める3・16県民大会」が那覇で行なわれ、1万人が参加しました。

大会では県民投票で新基地反対の圧倒的な民意を示したあとでも埋立てを強行しようとする政府の姿勢を批判し、登壇した若者たちも「本土の人も自分事として向き合ってほしい」「いつの時代でも未来を切り開くのは若者の役目だと言われている。期待に応えられるように全力で頑張る」と訴えました。

ジュゴンの死骸漂着

確認されていたジュゴン3頭のうちの1頭の死骸が3月18日、辺野古とは反対側の今帰仁市・運天漁港で発見されました。残り2頭のジュゴンも消息が不明となっており、日本自然保護協会は、ジュゴンの生息域である辺野古での新基地建設との関連性が高いとして、埋立て工事の即時中止を求める意見書を3月19日、発表しました。ジュゴンは天然記念物で絶滅の危機にあることから、本来なら厳重に保護されているべき動物であり、緊急に保護する必要がある、と指摘しています。

ジュゴンは沖縄では古くから食用として捕獲されたり、信仰の対象として身近な生き物でしたが、沖縄戦後の食糧難で乱獲され、数が激減しました。日本復帰後の1972年に国の天然記念物に指定されました。これがもしジュゴンでなくトキだったら国の対応は全く違うだろう、と言う声が聞こえてきました。

違法な逮捕 国に賠償命令

海上での抗議活動中に米軍と海上保安庁に逮捕され長時間拘束されたのは違法だとして国に損害賠償請求を求めている目取真俊さんの裁判で、3月19日、那覇地裁は国に8万円の支払いを命じました。2016年4月にカヌーを漕いで臨時制限区域に進入、米軍軍警に拘束され、キャンプシュワブ内で8時間拘束された後に海保に身柄を移され、刑事特別法違反として緊急逮捕されました。拘束中は弁護

士を含め一切外部と連絡がとれませんでした。日米合意では直ちに身柄を引き渡すことになっており、長時間にわたって身柄を引き受けなかったのは職務上の注意義務違反に当り違法、緊急逮捕も合理的理由がなく違法としました。

同時に訴えていた、米軍拘束の違法性や、通常重い犯罪にのみ認められる緊急逮捕が、刑特法では制限がなく違憲との主張は退けられ、これを不服として福岡高裁に控訴しました。

また、2015年4月に海上保安庁の保安官が抗議船ラブ子を転覆させた事件で、国に損害賠償請求をしていた裁判の判決が3月15日にあり、那覇地裁は、違法な公権力の行使ではない、と請求を棄却しました。

県、新たな訴訟

3月19日に安倍首相と会談し、3月25日に予定されている新たな区域への土砂投入を行なわないことと、1か月の集中協議を求めています。政府は応じないと回答。これを受け、県は埋立て承認撤回の執行停止をした国交相の決定は違法として、取り消しを求めて福岡高裁に22日に提訴しました。辺野古をめぐる県と国の裁判は6度目になります。デニー知事は司法ではなく「対話での解決を求めているが、政府の対応は極めて遺憾」と提訴しました。

新工区に土砂投入

3月25日、政府はこれまで埋立てを進め

ていた工区2-1に隣接する工区2に土砂を投入しました。県民投票で7割を超える反対票が投じられたあとだけに、民意を顧みない工事の強行に県民の反発は強くなっています。

早朝より抗議行動

当日は朝5時からゲート前に抗議する市民約50人が集まり、防衛局職員や工事車両を止めようとしたのですが、すでに機動隊もキャンプ・シュワブ内で待機しており、排除されてしまいました。「日本国に絶望しながら、それでも意思表示を続ける」「子や孫の時代のために、絶対止めたい」とゲート前で抗議行動を続けました。海上でも「民意を無視する暴挙を許さない」とカヌー45艇、抗議船8隻が出て抗議、工事区域に張られたオイルフェンスを乗り越えて行きました。



【大浦湾に運搬船が入る時に開かれるオイルフロートにしがみつ、船が入れないように阻止行動するカヌーチーム】

デニー知事も「民主主義を踏みにじり、地方自治を破壊するもの」と批判、全国民に自分のこととして捉え、共に声を上

げてほしいと呼びかけました。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去を言いながら、軟弱地盤を抱え、いつ終わるか、いくらかかるかも明確でない工事に固執し、結果として普天間の危険性を放置することは許されるものではない、と訴えました。

琉球処分から140年

1879年3月27日、松田道之琉球処分官が武装警官ら600人を連れて首里城へ入り、琉球国王・尚泰に廃藩置県の通達を突きつけました。琉球併合（琉球処分）がなされ、尚泰は東京へ連行、首里城が明け渡され、沖縄県が設置されました。ちなみに3月には歴史的に重要な出来事がいろいろあり、1609年の薩摩による侵攻も3月26日（本島上陸）1945年3月26日には米軍が慶良間諸島に上陸して沖縄戦開始がありました。

今でも政府の強権的な行為が行なわれるときには「新たな琉球処分」とか「140年前から続く植民地主義」という表現がなされたりしています。最近では、今回の3月25日の土砂投入、2016年3月28日の復帰後初となる新たな自衛隊施設・陸自与那国駐屯地（沿岸監視隊）の創設、同二番目となる宮古島への陸上自衛隊の配備などがあります。また今年3月26日には、鹿児島県奄美大島にもミサイル部隊が配備されました。

辺野古・高江の警備で日本本土から機動隊員500人が沖縄に派遣されたときも松田琉球処分官が武装警官ら600人を引き

連れてきたことになぞらえて「新たな処分か！」との声も聞かれました。

埋立て撤回 取消し

昨年 8 月末に県が埋立て承認の撤回に対抗し、沖縄防衛局が 10 月中旬、行政不服審査法（行審法）に基づいて審査請求を国交相に申し立てていました。同月末に一時的に撤回の効力を停止する決定をし、工事が再開されていました。これに引き続き、4 月 5 日、県の承認撤回自体を取り消す裁決を国交相が下しました。県が撤回理由に上げた軟弱地盤は、防衛局が工期も工費も示せていない一般工法で改良可能とし、活断層もないと閣議決定。サンゴ等環境保全措置の不備についても、サンゴへの影響は出ていないとし、ジュゴン 1 頭の死骸が発見され、残り 2 頭も生存が確認されていないことについても、なんら調査されないまま工事の影響はないとしました。

防衛局が、国民個人の利益を救済する行審法を使えるのか、という点についても、多くの行政法学者が批判声明を出しているにもかかわらず、できると。その他理由についてもことごとく否決しました。デニー知事は「選手と審判を同じ人物が兼ねているようなもので『自作自演』だ」と批判しました。

これが、菅官房長官が事あるごとに言う「法治国家」なのでしょうか。

4 月 22 日、県は国交相の決定を不服として、国地方係争処理委員会に審理を申し出ました。

いつまで続けるのか

米海兵隊は「2019 米海兵隊航空計画」で普天間飛行場を 2028 年まで継続して使用する、と記述していることがわかりました。政府は早ければ 22 年に返還すると言っていましたが、岩屋防衛相も「難しい」と発言していました。今後 10 年間普天間を使用する計画が明らかになったことに対し、デニー知事は、新基地を条件とせず、普天間の運用を直ちに停止することを求めるべき、と訴えています。



【普天間飛行場近くの公園で抗議集会、この後、ゲート前へ】



【普天間飛行場ゲートで抗議行動】

今年 2 月には安倍首相が仲井真知事（当時）に約束した普天間の 5 年以内の運用

停止期限が過ぎました。また普天間返還には辺野古移設の他に7項目あり、移設したからと言ってそれだけですぐに返還されるわけでもありません。

米軍機事故は普天間より嘉手納基地のほうが多いので、「世界一危険」な普天間より嘉手納の方が危険です。普天間までで思考停止させており、嘉手納に目が行かないようにしているのではないのでしょうか。米軍機事故のほとんどは、基地の外で起きているので、基地の場所を移しても事故防止にはつながりません。

高江テント撤去

オスプレイ用ヘリパッドが建設されたN1地区入りロゲート前に住民の会が設置していた監視・抗議テントが4月3日未明に米軍により撤去されました。このテントは高江での闘いの拠点として12年間維持されてきました。テントが設置されていた場所は県道路側帯で沖縄県と米軍の共用部分となっており管理は県がしています。国会でもなぜ米軍が撤去できるのか、と問題になりましたが、防衛省は、テントの場所は沖縄県と共同使用しているが元来米軍区域で、日米地位協定により撤去した、としました。住民の会はすぐに新しいテントを再設置して活動は続けていますが、米軍が再び高江テントを撤去すると通告してきました。このテントを守るため24時間態勢で泊り込みをしています。昼のテント担当だけでも最近はたいへんなので、今後の態勢を検討しているところです。

米兵により女性殺害

4月13日沖縄中部北谷町で米兵(32)が女性(44)を殺害した後、自殺するという事件が起きました。米兵は在沖海兵隊所属で、生前二人は交際しており、米軍憲兵隊(MP)から沖縄署に二人の間に交際トラブルがある、と通報があり、DV保護対象者として同署が関わっていました。在日米軍の勤務外行動指針「リバティイ制度」では、一定階級以下の兵士は夜間外出禁止になっています。この米兵はその対象であり、米軍は同容疑者に対し、女性への接近や連絡を禁止する軍事保護命令(MPO)も出していました。デニー知事は「激しい怒り」を表明し、在沖米軍トップのスミス四軍調整官を県庁に呼び、米軍の綱紀粛正、人権教育が「全く機能していない」と抗議しました。

騒音は瞬発的？

今年1月に沖縄防衛局長に就任した田中利則氏が嘉手納基地から発生する騒音被害について「瞬発的で、人体への影響は科学的に立証されたものではない」と繰り返し発言。これに対し嘉手納爆音訴訟の原告や周辺住民から「被害者を愚弄している」と怒りの声が上がりました。爆音による健康被害は訴訟でも認められており、県民に寄り添う姿勢とはほど遠い防衛局長の発言に識者からも「科学を否定する無知な発言」と批判が出ました。局長の発言に対し嘉手納基地周辺住民は「基地周辺地域の騒音がどれだけ人体に

影響を及ぼすかを知らない」発言であり、このような局長に基地被害軽減対策は任せられない、と田中局長の更迭を求めました。

米軍機による騒音について在沖米軍トップのスミス四軍調整官は、3月末、騒音の悪化について問われると、天候や環境により体感する音が大きくなる可能性はある、などと騒音被害の矮小化する発言をし、謝花副知事は「県民の理解がなければ基地の運用はできず、周辺住民の思いに耳を傾けるべき」としました。

米軍騒音で死亡も

北海道大学の松井利仁教授は嘉手納基地の騒音に起因する心筋梗塞で毎年10人が死亡し、51人が同疾患に罹患しているとの推計結果を3月に発表しました。がんなどの他の疾患も推計対象に含め、さらに研究が進めば死亡率は上がるだろう、としています。また夜間騒音による軽度の睡眠障害は1万7千人以上と試算、これに起因するさまざまな成人病のリスクも上昇しているとしました。周辺住民には騒音性難聴と診断されたり、騒音を聞くとパニックになって自傷行為をする事例や、1999年の県の健康影響調査では、低体重児出生率と騒音の関連も指摘しています。

国際水準でみると、騒音は死亡・罹患に直結する公害・環境要因であり、騒音による健康損失は飲酒やダイオキシンなどよりも高いリスクに位置づけられています。

す。しかし、国は騒音による健康被害について20年以上調査しておらず、基地に限らず日本の騒音対策は遅れており、特に米軍機には日本の国内法が適用されず、実態解明がされていません。

第2次普天間爆音訴訟

米軍普天間飛行場周辺の住民3400人余りが米軍機の差し止めや損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決が4月16日に出ました。一審に引き続き騒音の違法性は認めたものの、飛行差し止めは棄却、賠償額も一審より30%以上減額され、約21億円の支払いを命じました。

米軍機差し止めは、政府は米軍機の規制する立場にない、という「第三者行為論」で棄却しました。つまり日本国内なのに、日本国の法規制が及ばない、日本政府の権能が及ばない、第三者である、ということだそうです。

ロシアのプーチン大統領は昨年12月の記者会見で、日露平和条約が締結され、歯舞群島と色丹島が日本に返還された場合に、それらの島々に米軍が展開しないという保証を求めています。それに関連して「沖縄の辺野古米軍新基地の建設状況から判断すると、日本での米軍基地設置に関して日本政府がどの程度の主権を持っているのか疑わしい」と発言したことが思い起こされます。

米軍に寛容、優しい一方、被害者の損害には厳しく、これまでの裁判の積み重ねられてきた健康被害の認定も後退しまし

た。前述した、田中沖縄防衛局長が嘉手納基地から発生する騒音被害について「瞬発的で、人体への影響は科学的に立証されたものではない」と無知な発言をしたと同列です。原告団長は「永遠に被害を甘受せよというに等しい判決。植民地の裁判だ」と憤りました。

続く米兵の脱走

4月8日から嘉手納基地に所属する男性空軍兵が行方不明となっていることが16日判明しました。その後米軍は、脱走した当日に沖縄を離れ、その後、国内に戻っていない、武器は所持していないと発表しました。昨年12月にも嘉手納基地の別の空軍兵が銃を所持したまま脱走する事件があり、県警は銃刀法違反容疑で捜査していますが、空軍兵は当日米軍により拘束され、すでに米国に帰国させられています。

衆院補選 反基地候補当選

4月21日に投開票が行なわれた衆院沖縄3区補選では、反新基地を掲げて立候補した屋良朝博氏が7万7千票を獲得して当選しました。デニー氏の県知事選出馬に伴う補選で、その後継として出馬した、元フリージャーナリストの屋良さんが、新基地容認を掲げた元沖縄担当相の島尻氏と1万7千票差で当選しました。

今回の選挙では両候補とも新基地建設の是非を公約として掲げ、反対派が勝ちましたが、その後も政府は辺野古唯一、と言ってはばかりません。



【衆院補選での若者中心の集会】

基地周辺の水質汚染

県企業局が昨年実施した嘉手納基地周辺の水質調査で取水ポンプ場周辺の水から発がん性が指摘されている有機フッ素化合物 PFOS、PFOA が高濃度で検出されたことが、市民団体が情報公開請求で企業局から入手した資料でわかりました。周辺河川からも検出されており、識者は水質汚染の原因が基地である可能性が高まったと指摘しています。

普天間飛行場周辺でも同様に、米国内での基準値を大きく上回る汚染が検出されていますが、日本国内では基準がありません。PFOS、PFOA は米軍が泡消火剤などに使用し、がんや発達障害の原因となることが指摘されています。米軍が県の立ち入り調査を拒否しているため、汚染源は特定できていません。

血中有害物質 全国の53倍

住民からの依頼を受け、京都大学の小泉昭夫名誉教授らが4月に宜野湾市の住民を対象に実施した有機フッ素化合物の血中濃度調査で、国際的に製造や使用の禁

止が検討されている有害物質の PFHxS が、全国平均の約 53 倍、PFOS が同 4 倍の高濃度で検出されました。水道水を日常的に飲む人たちの血中濃度が飲まない人より高く、水道水汚染が指摘されました。この水道水は米軍嘉手納飛行場を通過する河川を水源とする北谷浄水場から供給されており、この水道水は沖縄市、浦添市、那覇市などの 7 市町村に供給しており、汚染は広範囲に影響する恐れがあります。

弾薬庫の改修工事

キャンプ・シュワブの北側に隣接する辺野古弾薬庫の改修も進んでいます。米海兵隊資料では、13 の弾薬庫を取り壊し、12 の新たな弾薬庫と武器組み立て区画とする、大規模な土木工事が必要、となっています。この工事は米軍再編ロードマップの一環で、日本政府が費用を負担し、現時点での契約額で 24 億円となっています。政府は沖縄の基地負担軽減を図る米軍再編の一環と説明しますが、基地機能の強化に繋がると言わざるを得ません。

塩川港、使用再開

昨年 9 月の台風で破損していた塩川港の修復工事が終わり、辺野古埋め立て用の土砂の搬出作業が 4 月 25 日に再開されました。市民は県が承認撤回した工事のための使用を許可しないよう、塩川港を管理する本部町に求めていましたが、港湾法や条例に基づいて対応せざるを得な

い、と許可を出していました。



【安和棧橋での海上阻止行動 棧橋と運搬船の間にカヌーが入り込み、出港を阻止している】



【埋立て用土砂の積み出しが行なわれている安和棧橋での海上抗議行動】

ほとんど積めず

当日早朝より市民は集まり、抗議阻止行動を展開しました。港には防衛局職員 50・警備員約 100 人、機動隊員約 50 人、警備車両 10 台が配置され、厳重な警備体制が張られたのに対し、市民は最初 10 人程度、最大で 20~30 人でした。港の使用許可書を町から得ていた市民は、設置物の許可違反を指摘し、町職員を呼んだりして作業の出鼻をくじきました。なぜか機動隊が積極的に動かなかったので、

少人数ながらも抗議行動が功を奏し午後5時まで続いた行動で、この日積み込めたのはダンプ 24 台分のみとなりました。通常 300 台分ぐらいは積み込むので大きな成果でした。



【4月25日塩川港での積み込みの阻止行動。この日、ダンプ 24 台しか積ませなかった】

ヒロジさん、上告棄却

辺野古新基地建設抗議活動に関して威力業務妨害罪で逮捕起訴されていた山城博治・沖縄平和運動センター議長たちの上告が4月22日付で棄却され懲役2年、執行猶予3年の判決が確定しました。ヒロジさんは「残念だ。政府に虐げられている沖縄の現状が伝わっていない」と憤りました。逮捕以降、5か月の長期に渡り勾留され、国連から国際人権規約違反と指摘され、国際的な世論も広がりました。担当弁護士は「司法に期待できず、国民が生活の中で憲法を生かす運動を進めるしかない」と語りました。

海兵隊移転計画

在沖海兵隊のグアム移転計画で、米軍は

2024年10月頃から移転を始め、1年半をかけて完了させる計画であることがわかりました。移転する海兵隊員は約5千人。12年に日米合意した米軍再編計画では在沖海兵隊員1万9千人のうち、9千人をグアム、ハワイ等へ移転させることや辺野古への移設計画が盛り込まれていました。日米政府はグアム移転を辺野古移設とは切り離して始めることを確認しています。

2006年の在日米軍再編では、在沖海兵隊の司令部を移転する計画でしたが、12年の見直しで、司令部は残し、実戦部隊の大半を移す計画に変わりました。そうすると航空部隊の拠点となる普天間の代替施設を沖縄に造る必要性も低くなることや、海兵隊が沖縄に駐留する必要性や「抑止力」についても改めて問われる、と識者は指摘しています。

米軍内の性暴力増加

米軍内で2018年度に報告された性的暴力の被害届件数が7623件で前年度比で12.6%増加、実数の被害者数は16年度比で38%増の2万5千人と推定しています。軍種別に見た場合、海兵隊での発生率が10.7%と最も高く、海軍、陸軍と空軍と続き、4軍での発生率はいずれも増えていました。

ドローン規制

小型無線機ドローンの飛行禁止区域に自衛隊や在日米軍基地施設上空ならびにその周辺を追加したドローン規制法改正案

が成立しました。
沖縄地元紙は「県民生活脅かす恐れ」「基地の実態覆う」「知る権利を侵害」等大きく報道しました。自衛隊の訓練区域でも水域、空域は規制対象とならないのに、在日米軍への提供区域なら禁止の対象となり、米軍優遇の姿勢がここにも示されました。

米軍の広大な基地や訓練区域が集中する沖縄では規制区域も広大となり、県民の安全な生活と密接に関わっている知る権利を脅かします。自然災害時の被害確認や、米軍機の事故時には現場に近寄れないためドローンによる空撮で事故の実態を知るしかありませんでした。また、辺野古新基地の建設現場での実態確認にもドローンは活用されてきました。護岸工事での進捗状況、環境への影響、汚濁が沖合に広がる様子の事実もドローンなしには把握不可能でした。

地元紙が実際に規制された場合を想定して撮影してみましたが、建設現場の具体的な作業の様子を確認することはできませんでした。

飛行が禁止された防衛関連施設でのドローン飛行には施設管理者の同意が必要となり、政府は米軍に対し、報道の自由を考慮した適切な判断を要請、米軍からは「理解した」との回答を得たとのことですが、在沖米空軍はすでに地元紙に対し「人員と施設の危険、運用と保安への悪影響がない申請だけ」検討し、報道の自由を考慮するかについては回答せず、在

沖米陸軍、海兵隊はドローンは禁止し、報道の自由についても考慮しない、と表明しています。ドローンが沖縄基地問題の報道に大きな役割を果たしてきただけに、米軍基地のブラックボックス化が拡大することが懸念されます。

復帰 47 年 基地や貧困なお

沖縄が日本に「復帰」した 5 月 15 日は沖縄の日本復帰を祝う日ではなく、「沖縄は日本に復帰してよかったのか」が問われる日です。

現在でも在日米軍専用施設の 7 割超が沖縄に集中し、基地があるゆえの事件事故が絶えません。米軍機関連事故や 738 件のうち 50 件は墜落事故。毎年 1 機以上墜落していることとなります。米軍構成員の犯罪も 5,998 件、うち殺人等凶悪事件は 580 件、毎月 10 件の米軍犯罪があり、毎月 1 件、凶悪事件が起きていることとなります。

復帰時に返還された米軍施設も自衛隊が引き続き使い、当時、自衛隊施設は 3 だったのが、現在は 40 施設以上あり、南西諸島への防衛力強化の名のもの、最近では新たな配備が加速しています。

県民所得は復帰以降、常に最下位、全国一高い非正規雇用率や子どもの貧困率。戦後日本が高度経済成長をしている時期に沖縄は米軍の占領下に 27 年間置かれ、経済成長を謳歌していた日本の経済・福祉政策からは取り残され、未だに追いついていません。ちなみに県民一人あたり

の所得は沖縄県は 216 万円に対し、全国平均は 319 万円、一番高い東京都は 537 万円です。

沖縄関連予算では自由度の高い一括交付金が減額され、国直轄事業の割合が増加して、県の裁量範囲が狭くなっており、米軍再編交付金による市町村への揺さぶりもあります。

この日の紙面には当時言われた「祖国」や「復帰」「本土並み」の問い返し、憲法番外地状態の沖縄の人権状況に対して厳しい眼差しが向けられる日でもあります。その厳しい眼差しは「本土」日本国民に当然向けられています。

あつまれ辺野古の活動

記事中に言及したさまざまな抗議行動、阻止行動に「あつまれ辺野古」も中心的に行動しています。その他には 2 月末までは高江でのヘリパッド関連工事が行なわれていましたので、阻止行動を展開。高江連絡会等が呼びかけですが、(4 月下旬からの泊り込みにしても) あつまれ！がほとんど担っている形になっています。衆院補選でも屋良さんを招いての講演会、若者を中心にしたトーク&ライブなどを企画し、選挙運動の盛り上げにも貢献しました。

告訴で対抗権力、警察の暴力に対し泣き寝入りはせず、積極的に告訴していこうということで「権力の暴圧を許さない市民の会」(暴圧市民の会)を 2 月末に起動

しました。不正・違法行為を追及していくと共に、権力の横暴を抑止していくのが目的で、これは 4 年ほど前に元裁判官の仲宗根勇さんや市民らが立ち上げていたのですが、権力の横暴が止まらない、ということで活性化することになり、集まれと共に活動しています。すでに私を含む 4 人が告訴しています。

また選挙のときに広範囲に張られた「女は台所へ帰れ」の青色ステッカーを選挙妨害の疑いで 5 月 7 日に告訴しました。



【「女は台所に帰れ」ステッカーの告発記者会見】

マスコミ各位

2019年2月28日
権力の暴力を許さない市民の会
代 表 仲宗根 勇

緊急声明 <私たちは権力の暴力に対し抗議をします>

政府は、辺野古新基地建設を阻止する運動に対し、機動隊員や海上保安官を使って日常的に暴力を繰り返してきました。

私たちは、2015年6月15日にも、同じこの場所にて「辺野古新基地建設をめぐる政府権力の暴圧を許さない緊急声明」を出しましたが、4年を経て権力の暴力は止むどころか、高江、安和、キャンプ・シュワブゲート前、海上などでますます酷くなるばかりです。県内外を問わず、心身共に被害を受け、障害が残った人もいます。言葉の暴力による被害者も多数います。

この度、私たちはこれ以上の政府権力の暴力を許さないために、一人ひとりが告訴等の手続きを取って抗議をする運動を起こしました。既に3名が告訴を済ませ数名が準備中です。

「泣き寝入りはしたくない」「今後の平和運動のために政府権力の暴力を止めたい」と考える方々に参加していただき、さらに運動を強化していく所存です。

民主主義と人権を守り、平和運動を進めるため、広く世論に訴えます。

権力の暴力を許さない市民の会

代 表 仲宗根 勇 (元裁判官)
事務局 宮城 英和 (元教員)
原田 みき子 (教員)
大畑 豊 (抗議船船長) Tel 080-6747-4157

弁護団 三宅 俊司 (那覇市)
横田 雄一 (長野県上田市)
内田 雅敏 (東京都新宿区)
宇都宮 健児 (東京都文京区)
儀保 唯 (名護市)
他の弁護士の方々も参加予定です。

顧問団 山中 幸男 (救援連絡センター・事務局長)
稲垣 絹代 (名城大学名誉教授)
屋富祖 昌子 (日本科学者会議会員、理学博士)
上江洲 由美子 (元新聞記者)
島袋 一弘 (元新聞記者)



Nonviolent Peaceforce

非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援して下さる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブサイトの入会申込ページをご利用くださいますようお願いいたします。

◎ **正会員(議決権あり)**

- ・ 一般個人: 10,000円
- ・ 学生個人: 3000円

* 団体は正会員にはなれません。

◎ **賛助会員(議決権なし)**

- ・ 一般個人: 5000円(1口)
- ・ 学生個人: 2000円(1口)

・ 団体 : 10,000円(1口)

■ **郵便振替**: 00110-0-462182 加入者名: NPJ

* 通信欄に会員の種類を(賛助会員の場合は口数も)ご明記ください。

■ **銀行振込**: 三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義: NPJ代表 大畑豊

* 銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ **ウェブサイトからのお申込み**: http://np-japan.org/4_todo/todo.htm#member

冬季カンパ海札

冬季カンパありがとうございました。ニュースレター70号(2月13日発行)でお名前を確認できなかった方を下記致しました。お詫びかたがた感謝申し上げます。(順不同・敬称略)

.....

野島 大輔 高柳 博一 日置 祥隆 岡崎 善郎 西富 房江

【巻頭言】激変する東アジアで日本国憲法はどのような意義を持つか

参考文献:

柄谷行人〔2014〕『帝国の構造——中心・周辺・亜周辺』青土社、子安宣邦〔2015〕『帝国か民主か——中国と東アジア問題』社会評論社、竹内好〔1966〕『日本とアジア』筑摩書房、ちくま学芸文庫〔1993〕、浜下武志〔1997〕『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、樋口陽一〔2018〕「国際憲法学会世界大会開会挨拶」『憲法研究』3号、信山社、白永瑞〔2016〕『共生への道と核心現場——実践課題としての東アジア』趙慶喜監訳、法政大学出版社